

○新十津川町子ども医療費助成に関する条例施行規則

昭和48年10月18日規則第4号

改正

昭和53年8月1日規則第8号
平成6年12月29日規則第25号
平成8年3月25日規則第13号
平成15年5月30日規則第8号
平成16年9月29日規則第26号
平成17年8月8日規則第22号
平成17年12月30日規則第37号
平成18年9月4日規則第36号
平成20年4月1日規則第26号
平成20年5月30日規則第28号
平成22年7月30日規則第22号
平成28年3月30日規則第19号

新十津川町子ども医療費助成に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新十津川町子ども医療費助成に関する条例（平成6年新十津川町条例第33号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(子どもの範囲の特例)

第1条の2 条例第2条第1号ただし書に規定する特別の理由とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 満18歳に達する日以前から学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく次の学校に在籍している者であって、療養等の理由により入学の遅延又は休学により満18歳に達する日以後の最初の3月31日までにそれぞれの学校に定められた課程の履修を終えず、引き続き在籍している場合

ア 高等学校（定時制及び通信制の場合は第3学年までに限る。）

イ 中等教育学校（後期課程に限る。）

ウ 特別支援学校（高等部に限る。）

エ 高等専門学校（第3学年までに限る。）

オ 専修学校（高等課程に限る。）

(2) 前号に類するものとして町長が特に必要と認める場合

(受給資格者の認定申請)

第2条 条例第4条の規定により、認定申請をしようとする者は、子ども医療費受給資格認定（更新）申請書（別記様式第1号）（以下「認定申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

(1) 医療保険各法による被保険者又は被扶養者であることを証する書類（以下「被保険者証等」という。）

(2) 保護者又は扶養義務者の所得の状況を明らかにする書類

(3) 受給資格者が満3歳に達する日の属する月の翌月以後の者で、その属する世帯

員全員が市町村民税非課税者のときは、世帯員全員が市町村民税非課税者であることを証する書類

(4) 療養等の理由により入学の遅延又は休学の期間があるときは、それを証する書類。ただし、当該書類の作成が困難なときは入学の遅延又は休学の期間、その理由その他必要事項を記した申出書（別記様式第2号）

2 町長は、前項の規定にかかわらず、認定申請書に添付すべき書類の内容が、公簿等により確認できるときは、当該書類の添付を省略させることができるものとする。

3 町長は、第1項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、他の書類を添付させることができるものとする。

（受給期間の特例）

第2条の2 条例第5条ただし書に規定する期間とは、入学が遅延し、又は休学した年数（2年間までとする。）に18を加算して得た数の年齢に達する日以後の最初の3月31日までの期間とする。

（受給資格者の登録及び受給者証の交付）

第3条 町長は、前条の規定により、認定した者について子ども医療費受給資格者台帳（別記様式第3号）に登録し、子ども医療費受給者証（別記様式第4号）（以下「受給者証」という。）を交付するものとする。ただし、新十津川町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成6年新十津川町条例第34号）第3条の規定による重度心身障害者又はひとり親家庭等の受給者については、受給者証を交付しないものとする。

2 受給者証をき損又は亡失したときは、子ども医療費受給者証再交付申請書（別記様式第5号）を町長に提出し、再交付を受けなければならない。

（受給者証の更新）

第3条の2 受給者証は、初回に発行するときは有効期限を3年以内とし、その末日を7月31日とする。

2 受給者証の更新は、8月1日を起算日として3年ごとに行うものとし、更新の手続は有効期間の満了前1月以内に第2条第1項に定める申請書により行うものとする。ただし、町長が特に認めたときは、この限りでない。

（受給者証の提示）

第4条 受給資格者は、医療を受けるときは、医療機関等に被保険者証等に受給者証を添えて提示するものとする。

（申請の方法）

第5条 条例第7条第2項の規定による助成を受けようとする者は、子ども医療費助成申請書（別記様式第6号）に医療機関等で発行する一部負担金を領収したことを証明する書類を添えて町長に申請しなければならない。

（助成額の決定）

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、審査の上支払額を決定し、子ども医療費支給決定通知書（別記様式第7号）により当該申請者に通知するものとする。ただし、その支払いが口座振込により行われるときは、新十津川町会計管理者が発行する口座振込通知書の発送をもってこれに代えることができるものとする。

(受給資格の喪失の届出)

第7条 受給資格者が条例第3条に規定する受給資格を喪失したときは、保護者は、子ども医療費受給者資格喪失届(別記様式第8号)に受給者証を添えて速やかに町長に届け出なければならない。

(変更の届出)

第8条 保護者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、子ども医療費受給資格変更届(別記様式第9号)を町長に提出しなければならない。

- (1) 加入している医療保険に変更があったとき。
- (2) 住所に変更があったとき。
- (3) その他申請事項の内容に変更があったとき。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和48年10月1日から適用する。

附 則 (昭和53年8月1日規則第8号)

この規則は、昭和53年7月1日から施行する。

附 則 (平成6年12月29日規則第25号)

この規則は、平成7年1月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月25日規則第13号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年5月30日規則第8号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成15年6月1日から施行する。

附 則 (平成16年9月29日規則第26号)

1 この規則は、平成16年10月1日から施行する。

2 この規則は、施行の日以後に行われた医療に係る助成の額から適用し、同日前に行われた医療に係る助成の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成17年8月8日規則第22号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の新十津川町乳幼児医療費助成に関する条例施行規則別記様式第2号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (平成17年12月30日規則第37号)

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 (平成18年9月4日規則第36号)

この規則は、平成18年10月1日から施行する。ただし、第2条中別記様式の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年5月30日規則第28号)

- 1 この規則は、平成20年8月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の新十津川町乳幼児等医療費助成に関する条例施行規則第2条の認定申請は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成22年7月30日規則第22号）

この規則は、平成22年8月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日規則第19号）

- 1 この規則は、平成28年8月1日から施行する。ただし、第6条中にただし書を加える改正規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 新十津川町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例（平成28年新十津川町条例第22号）の施行の日から新たに受給資格を得る者が行う認定申請は、この規則の施行の日前においても行うことができる。
- 3 この規則による改正前の新十津川町乳幼児等医療費助成に関する条例施行規則第3条により交付を受けた乳幼児等医療費受給者証は、この規則による改正後の新十津川町子ども医療費助成に関する条例施行規則第3条に規定する子ども医療費受給者証とみなして使用することができる。

別記様式第1号（第2条関係）

別記様式第2号（第2条関係）

別記様式第3号（第3条関係）

別記様式第4号（第3条関係）

別記様式第5号（第3条関係）

別記様式第6号（第5条関係）

別記様式第7号（第6条関係）

別記様式第8号（第7条関係）

別記様式第9号（第8条関係）